

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 平澤 賢一 様 あて名 〒105-0001 日本国東京都港区虎ノ門三丁目25番2号 虎ノ門 E Sビル7階 特許業務法人大谷特許事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年)	23. 10. 2018
出願人又は代理人 の書類記号 18FIK042-W00		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2018/027522	国際出願日 (日.月.年) 23. 07. 2018	優先日 (日.月.年) 02. 08. 2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C08L69/00(2006.01)i, C08G64/02(2006.01)i, C08K3/40(2006.01)i, C08K7/04(2006.01)i, C08K7/20(2006.01)i, C08L67/03(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 出光興産株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 12. 10. 2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 小森 勇	4 J 4 7 7 0
		電話番号 03-3581-1101 内線 3457	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	9-12	有
	請求項	1-8, 13-15	無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-15	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-15	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1: JP 2017-14368 A (三菱化学株式会社, 株式会社ロンビック, 四日市合成株式会社) 2017.01.19,
[請求項1], [請求項3], 段落[0010], [0137], [0138], [0152]-[0167], 実施例1 (ファミリーなし)

文献2: JP 2-147624 A (出光石油化学株式会社) 1990.06.06,
特許請求の範囲, 実施例1, 比較例1 (ファミリーなし)

文献3: JP 5-171020 A (三菱化成株式会社) 1993.07.09,
[請求項1], 段落[0022], 実施例1-7 (ファミリーなし)

文献4: JP 2012-201832 A (住友化学株式会社) 2012.10.22,
[請求項1], 段落[0010], [0062], 実施例1-4 (ファミリーなし)

文献5: JP 5-140461 A (出光石油化学株式会社) 1993.06.08,
[請求項1], 段落[0003], [0017]
& US 5510414 A, 請求項1, 第1欄第46-63行, 第11欄第44-60行 & WO 1993/010185 A1 & EP 567655 A1 & KR 10-0141577 B & CA 2098566 A1

(1)国際調査報告で引用された文献1の[請求項1], [請求項3], 段落[0010], [0138], [0152]-[0167], 実施例1には、モル比でイソソルビド/1, 4-シクロヘキサンジメタノール/ジフェニルカーボネート=0.700/0.300/1.010の原料組成から得られた脂肪族ポリカーボネート樹脂を70重量部と、ビスフェノールAを構成単位とする芳香族ポリカーボネート樹脂30重量部と、エポキシ化合物1重量部とを混練し、熔融反応してなる、全光線透過率が86.4%の透明性に優れたポリカーボネート樹脂組成物とその成形品が記載されている。

ここで、上記エポキシ化合物は、水酸化ナトリウム水溶液を滴下して得られたものであるから、微量の水酸化ナトリウムが不純物として残存している蓋然性が高い。

また、段落[0137]には、ガラス繊維を充填剤として配合できることが記載されている。

補充欄に続く

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

さらに、文献 1 に記載されたポリカーボネート樹脂組成物は、本願発明の実施例と同一又は類似の組成からなるものであるから、その屈折率、ヘーズの値は本願発明と同等である蓋然性が高い。

そうすると、請求項 1-8, 13-15 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

(2) 請求項 9-11 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 により進歩性を有しない。

すなわち、文献 1 に記載された発明において、ガラス繊維をいかなる量配合するかについては、当業者が適宜設定し得る設計的事項にすぎない。

なお、通常のガラス繊維の屈折率は 1.50 以上 1.55 以下であると認める。

(3) 請求項 12 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 と文献 5 により進歩性を有しない。

すなわち、例えば、文献 5 の[請求項 1], 段落[0003], [0017]に記載されているように、ポリカーボネート樹脂組成物の技術分野において、透明性の観点から、樹脂の屈折率とガラスフィラーの屈折率の差を小さなものとするのは、周知慣用技術である。

してみると、文献 1 に記載された発明において、当該周知慣用技術を適用して、本願請求項 12 に係る発明のようにすることは、文献 5 の記載に基づいて当業者が容易になし得たことである。

(4) 上記(1)では、樹脂組成物に微量の水酸化ナトリウムが不純物として残存していると認定したが、仮に、水酸化ナトリウムが全く残存していないとした場合について以下検討する。

請求項 1-11, 13-15 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 と文献 2-4 により進歩性を有しない。

すなわち、国際調査報告で引用された文献 1 の[請求項 1], [請求項 3], 段落[0010], [0137], [0138], [0152]-[0167], 実施例 1 には、本願請求項 1-11, 13-15 に係る発明と、熔融混合をエステル交換触媒の存在下でおこなっていない点、ガラス繊維の配合量を特定していない点で相違し、その他の点では一致する発明が記載されている。

そこで、この相違点について検討するに、例えば、文献 2 の特許請求の範囲, 実施例 1, 比較例 1、文献 3 の[請求項 1], 段落[0022], 実施例 1-7、文献 4 の[請求項 1], 段落[0010], [0062], 実施例 1-4 に記載されているように、ポリカーボネート樹脂系樹脂組成物の技術分野において、透明性を優れたものとする目的で、エステル交換触媒の存在下で複数の樹脂を熔融混練することは、周知慣用技術である。

してみると、文献 1 に記載された発明において、当該周知慣用技術を適用することは、文献 2-4 の記載に基づいて当業者が容易になし得たことである。

また、ガラス繊維をいかなる量配合するかについては、当業者が適宜設定し得る設計的事項にすぎない。

補充欄に続く

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(5) 請求項 12 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 と文献 2-4 と文献 5 により進歩性を有しない。

すなわち、例えば、文献 5 の[請求項 1], 段落[0003], [0017]に記載されているように、ポリカーボネート樹脂組成物の技術分野において、透明性の観点から、樹脂の屈折率とガラスフィラーの屈折率の差を小さなものとすることは、周知慣用技術である。

してみると、文献 1 に記載された発明において、上記(4)の周知慣用技術に加え、当該周知慣用技術を適用して、本願請求項 12 に係る発明のようにすることは、文献 2-5 の記載に基づいて当業者が容易になし得たことである。